

岐阜県総合医療センターWEB予約システム運用規程

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「医療センター」という。）が運営するWEB予約システム（以下「システム」という。）の安全かつ合理的な運用を確保し、予約情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理者）

第2条 医療センターに、システム運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、病院長が任命する。

（管理者の責務）

第3条 管理者は、システムの運用、機密保持および情報保管について責任を持つものとする。

2 管理者は、システムのアクセス権の付与および取消をすることができる。

3 管理者は、システムに関する苦情を受け付ける窓口を設置しなければならない。

（ゲートウェイサーバーの管理）

第4条 システム利用のためのゲートウェイサーバーの安全管理については、設置した病院長がその責任を担うものとする。また、病院長は安全対策のために担当者を配置しなければならない。

（予約情報の管理）

第5条 管理者の管理対象となる予約に関する情報（以下「予約情報」という。）は、システムを介して送受信される全ての個人情報とする。

（利用者）

第6条 利用者とは、医療センターへ利用申込書を提出し、本規程に定めるIDおよびパスワード等（以下「ID等」という。）を取得した者をいう。

（利用者の責務）

第7条 利用者は、本規程のほか、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）およびその他の法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、システムを適正に利用しなければならない。

3 利用者は、情報セキュリティに十分注意するとともにID等を他の者に利用させてはならない。

4 利用者は、システムに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

5 利用者は、システムに接続する端末にファイル交換ソフト等、データ流出につながるソフトはインストールしてはならない。

6 利用者は、システムに接続した状態で、同時に異なる2つ以上のネットワークに接続できる環境で利用してはならない。

7 利用者は、接続を行う端末やその接続環境等に変更を生じたときは、直ちにその旨を届出なければならない。

(運用時間)

第8条 システムの運用は、常時可能とする。ただし、定期的な保守・点検の場合は、利用者に対し、医療センターより事前に通知をした上で運用を停止するものとし、不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

(機能変更等)

第9条 システムの良好な運用を維持するため、必要な場合はシステムに関する機能の変更または停止を行う。

2 前項の規定により機能を変更または停止する場合は、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(識別番号の種類)

第10条 利用者等の識別番号は、次の2種類とする。

- (1) 利用者ID (利用者に係る識別番号)
- (2) 管理者ID (管理者に係る識別番号)

(ID等の管理)

第11条 利用者はID等を適切に管理するとともに、パスワードは8文字以上(数字、アルファベット、記号の組み合わせ)とし、60日で更新するものとする。また、パスワードを紛失した場合は医療センターへパスワード初期化申請書を提出のうえ、新たにパスワードを設定するものとする。

2 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、すみやかに利用中止届を提出しなければならない。

- (1) システムの利用を取りやめるとき。
- (2) 所属施設を異動したとき。
- (3) 医師等の資格を喪失したとき。

3 予約施設の開設者が前項第1号に該当する場合、当該施設の他の利用者は利用中止届が提出されたものとみなす。

(通信内容の削除)

第12条 管理者は通信内容が次のいずれかに該当する場合、その全部または一部を削除することができる。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させる恐れがあるとき。
- (2) 法令等に違反したとき。

(ID等の取消)

第13条 管理者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した場合は、ID等の取消をすることができる。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 本規程、法令等に違反したとき。
- (3) システム上の情報の取扱いが不適切であり、指導または警告にもかかわらず改善が認められないとき。

附則

1 この規程は、令和5年1月4日から施行する。